

# 農業者年金で

## 安心して豊かな老後を!

平均寿命が伸びている昨今、農業者の老後の生活安定のため、農業者年金の必要性、重要性が増しています。

農業者年金は、税制上の優遇措置、保険料額の自由設定など、お得な特長を備えた公的な年金です。老後に備えるためにも、国民年金に上乗せできる農業者年金に加入しましょう。



60歳未満の国民年金第1号被保険者なら、年間60日以上農業に従事していればどなたでも農業者年金に加入できます。

※国民年金保険料の免除を受けていないこと

### 農業者年金の特長

- 1 自分が積み立てた保険料とその運用益により年金額が決まります。
- 2 保険料は自由に選択でき（月額1万円※から6万7千円まで）、全額社会保険料控除の対象となります。
- 3 ※要件あり  
終身年金で、80歳まで保証が付いています。
- 4 認定農業者など、一定の要件を満たす方には国の助成があります。

問 農業委員会事務局

☎0267(21)22006

### 市独自

## すこやか受給者証はお持ちですか？

市では、中学生から高校生相当の年齢（重度心身障がい者・ひとり親家庭はマル福で対応）までの外来の医療費や、一部の小児の入院・外来の医療費に対し、市独自の医療費制度「すこやか」で助成を行っています。

### 県内医療機関を受診するときは…

医療機関の窓口で受給者証と健康保険証を提示してください。

### 県内医療機関に入院するときは…

すこやか受給者証の有効期間欄に【外来のみ有効】と記載がある方は、入院用のマル福（桃色）が必要となります。保険年金課またはさしま窓口センターで交付を受けてください。

ただし、所得の申告を行っていない方や転入され

てすぐの方は、すぐに交付できない場合があります。保険年金課までご連絡ください。

### 県外医療機関を受診するときは…

受給者証は使えません。受診した月の翌月以降に、次の必要書類等をお持ちのうえ、保険年金課またはさしま窓口センターで払い戻しの申請をしてください。

- 必要書類等
- ・ 受給者証
  - ・ 領収書
  - ・ 通帳



### すこやか受給者証

受給者数 2511人  
(令和4年10月末現在)

問 保険年金課

☎0267(21)2187

## 国民年金 付加保険料を納付しませんか

### 付加保険制度とは

老後により多くの年金を受けたいと考えている方のための制度です。

毎月の国民年金保険料に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

### 付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1か月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。付加保険料の納付手続きなどについては、保険年金課までお問い合わせください。



問 保険年金課

☎0267(21)2187